

裏面に申請の案内がありますのであわせてご覧ください。

登録
初回無料

2回目以降
(350円)

- 本人申請で本人確認が取れた場合のみ、即日交付できます。
※本人確認書類については裏面3を参照ください。
- 代理人申請は代理人の本人確認とあわせて委任状も必要となり、後日交付です。
- 登録できない印鑑があります。裏面2を参照下さい。
- 住民票に旧氏を記載した方は、旧氏の印鑑を登録できます。
- ◎ご不明の点は窓口までお問い合わせください。

※江別市に住民登録後、初めての印鑑登録手数料は無料です。
※印鑑登録証の紛失や改印等による2回目以降の登録は手数料がかかります。

2024.12

第1号様式(第2条・第8条関係)

印鑑登録申請・廃止届出書

(宛先)江別市長

令和 年 月 日

印鑑登録を申請します 印鑑登録の廃止を届けます

登録(廃止)する人	住所	江別市 番地の			
	フリガナ				
	氏名				
	旧氏	※旧氏での印鑑登録・廃止を希望する方のみご記入ください。			
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日
電話番号					
窓口に来た人	<input type="checkbox"/> 登録する本人				
	<input type="checkbox"/> 委任を受けた代理人	住所			
		フリガナ			
		氏名			
		生年月日	大正・昭和・平成	年	月
電話番号		登録者との関係			
登録印鑑		登録印鑑			
廃止する印鑑登録証番号		廃止理由			
		<input type="checkbox"/> 改印 <input type="checkbox"/> 証紛失 <input type="checkbox"/> 印紛失 <input type="checkbox"/> 証き損 <input type="checkbox"/> 印き損 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他			

印鑑登録証受領者	私は、	印鑑登録番号		の印鑑登録証を受領しました。
	令和 年 月 日	氏名		印

※以下の欄は記載しないで下さい

- 本人確認 代理人確認

1点確認	3点確認
<input type="checkbox"/> 運転免許証	1い 点ず がれ あか る ----- <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> パスポート	
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	
<input type="checkbox"/> 在留カード	
<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	
<input type="checkbox"/> 個人番号カード	
<input type="checkbox"/> 住基カード(顔写真付)	
<input type="checkbox"/> 身分証明書(写真付)	
No.()	

受領者限定 <input type="checkbox"/> 有	世帯印影 <input type="checkbox"/> 有・確認済 <input type="checkbox"/> 無	カード統合 <input type="checkbox"/> 有
再交付	コンビニ利用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登録証回収 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
受付	データ処理	交付
照会 /	回答 /	

印鑑登録をされる皆様へ

印鑑登録証明書は、不動産売買、車の購入等の契約の際に使われる重要な証明です。江別市では条例で取り扱い方法を定めています。印鑑登録される方は、このご案内をお読みいただき、手続きをお願いします。

1. 印鑑登録ができる方

江別市に居住し、住民登録をされている方（15歳未満の方及び意思能力を有しない方は登録できません）
※成年被後見人の方は、法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人本人が申請を行う場合に、ご本人の意思を確認させていただいたうえで登録が可能です。詳しくはお問い合わせください。

2. 登録できない印鑑

- 戸籍簿、住民基本台帳の氏名、氏、名、旧氏又は氏名、旧氏の一部を組み合わせたものでないもの。
- 職業等の事項を組み合わせて表しているもの。
- ゴム印、その他印材の変化しやすいもの。
- 一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの又は一辺の長さが6mmの正方形に収まるもの。
- ふちのないものなど印影の照合が困難と認められるもの。

※登録できる印鑑は、1人1個に限られます。同一世帯内で同一印鑑、印影が同じ印鑑での登録はできません。

3. 本人による登録申請

登録する印鑑と、本人確認書類(下記を参考にしてください)をご持参の上、戸籍住民課又は大麻出張所で申請してください。

■本人確認書類（1種類を提示）

パスポート、運転免許証、マイナンバー（個人番号）カード、住基カード（写真付）、身体障害者手帳、在留カードなど官公署が発行した免許証、許可証などで写真に改ざん防止の加工がされているもの。

■本人確認書類（3種類を提示）

資格確認書、年金手帳、年金証書、身分証明書のいずれか1点のほか、各種受給者証、預金通帳やキャッシュカード、病院診察券、クレジットカードで申請人の氏名等が記載されたものを2点。（自ら氏名を自署したものを除く）

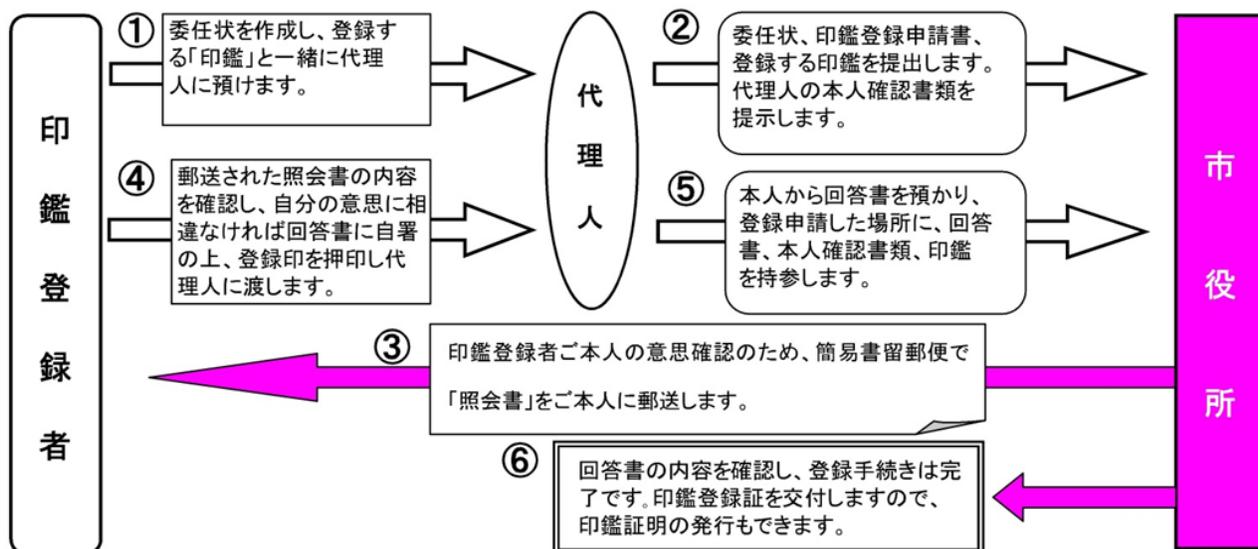
4. 代理人による登録申請

代理人の方は**申請の際**と、**回答書持参の際**の2回、窓口（戸籍住民課または大麻出張所）にお越しいただくことになります。

《申請のとき》→登録する印鑑、委任状（印鑑登録者ご本人が署名し、登録する印鑑を押印したもの）代理人の方の本人確認書類・印鑑をご持参ください。

《回答書持参のとき》→回答書、代理人の方の本人確認書類・印鑑、登録する印鑑をご持参ください。

※市では印鑑登録者ご本人の意思確認を郵便で行いますので、完了まで3～7日間位の日数がかかります。



5. 手数料

- 印鑑登録証（カード）交付手数料 初回無料（2回目以降は1件 350円）
- 印鑑登録証明書発行手数料 1通 300円

※ 江別市に住民登録後、初めての印鑑登録証の交付は無料です。なお、印鑑登録証の紛失や改印等による、2回目以降の印鑑登録証の交付には手数料(1件 350円)がかかります。

◆ 問い合わせは、江別市役所戸籍住民課住民記録係 電話 011-381-1020(直通)へ